

令和2年11月24日

令和2年第4回和束町議会臨時会

(第1号)

和 東 町 議 会

令和 2 年 第 4 回 和 東 町 議 会 臨 時 会

会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 令 和 2 年 1 1 月 2 4 日 (火)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 前 1 0 時 2 1 分

出 席 議 員 (9 名)

2 番	高 山 豊 彦	3 番	藤 井 清 隆
4 番	村 山 一 彦	5 番	吉 田 哲 也
6 番	井 上 武 津 男	7 番	岡 田 泰 正
8 番	岡 本 正 意	9 番	畑 武 志
1 0 番	小 西 啓		

欠 席 議 員 (1 名)

1 番 岡 田 勇

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	藤原秀太
地域力推進課長	草水清美
人権啓発課長	原田敏明
税住民課長	細井隆則
福祉課長	北広光
診療所事務長	和賀聡
農村振興課長	東本繁和
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙議事日程のとおり

会議の経過 別紙のとおり

会議録署名議員 2番 高山豊彦

3番 藤井清隆

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度和束町一般会計補正予算（第5号専決）
- 日程第 5 議案第43号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第44号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第45号 和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（小西 啓君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦勞さまです。ただいまから、令和 2 年和東町議会第 4 回臨時会を開会いたします。

本日、新型コロナウイルス感染防止対策として、議場扉 3 か所を開放し、マスクの着用を必須といたします。

発言時におきましても、マスク着用をお願いいたします。ただし、演台での発言時につきましては、マスクを外していただいて結構です。声が聞こえにくいと思われるので、質問、答弁の際はマイクに近づけて発言していただきますようよろしくお願いいたします。

町長挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

令和 2 年第 4 回和東町議会臨時会議を招集させていただきましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

また、日頃は和東町の行政推進につきまして何かとご指導、ご協力をいただいておりますことを重ねてこの場からお礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

1 1 月 2 9 日、住民の皆さんの願いでありました犬打峠のトンネル化に向けての着工、これは既に着工されているわけなんです、整備促進協としての起工式を 2 9 日開催されます。これも皆さん方の本当の願いが通ったのかなど、本当にうれしく思っているところでございます。一日も早い完成に向けてこれからも努力を努めてまいりたいと、このように思っております。

それと、併せまして、今日、世界的というんですか、非常にコロナの感染が広がっております。日本におきましても第 3 波と言われておりまして、記録的な感染をしていると。非常に心配なときを迎えているわけでありまして。おかげで和東町の皆さん方

のご苦勞、ご努力によりまして、今のところ感染者は出ておりません。これからもこうした住民の皆さんのご努力をいただきながら、そして、慎重感を持ちながら行政の推進に当たってまいりたいと、このように思っているところであります。

どうか今後とも皆さん方の一層のご指導、ご協力をお願いしたいと、このように思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、今日の臨時議会の案件でございますが、専決案件1件、そしてほかの案件、人事関係でございますが、3件の合計4件の議題を予定させていただいております。どうか慎重なご審議をいただきまして、原案どおりご承認賜りますことをお願い申し上げます、甚だ簡単ですが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（小西 啓君）

本日の会議を開きます。

岡田 勇議員から欠席の届けが出ています。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、高山豊彦議員、3番藤井清隆議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時議会の会期は、本日の1日間としたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日の1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、令和2年8月31日、9月30日の例月出納検査の結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてご覧ください。

以上で、報告を終わります

日程第4、承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度和東町一般会計補正予算（第5号専決）を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第12号の提案理由を申し上げます。

令和2年度和東町一般会計補正予算（第5号専決）は、令和2年10月9日から10日発生の台風14号により、町内で災害が発生し、災害査定に伴う測量設計業務委託料について予算補正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分をさせていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、私のほうからは、承認第12号につきまして説明を申し上げます。議案書のほうをよろしくお願いいたします。

承認第12号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

和 2 年 1 1 月 2 4 日 提出

和東町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、専決処分書。

地方自治法 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 2 年 1 0 月 1 4 日

和東町長 堀 忠 雄

1. 専決事項 令和 2 年度和東町一般会計補正予算（第 5 号専決）

2. 専決理由 令和 2 年 1 0 月 9 日から 1 0 日発生 of 台風 1 4 号により、町内で災害が発生し、予算を補正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年度和東町一般会計補正予算（第 5 号専決）

令和 2 年度和東町一般会計補正予算（第 5 号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 4 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 0 億 3 , 7 5 0 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 0 月 1 4 日 専決

和東町長 堀 忠 雄

1 枚めくっていただきまして、第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入のほうですが、款、補正前の額、補正額、計の順に報告申し上げます。

2 0 款繰越金、2 , 4 4 0 万 3 , 0 0 0 円、2 4 0 万円、2 , 6 8 0 万 3 , 0 0 0 円。

歳入合計、4 0 億 3 , 5 1 0 万円、2 4 0 万円、4 0 億 3 , 7 5 0 万円。

めくっていただきまして、続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に報告申し上げます。

10 款災害復旧費、2,031万5,000円、240万円、2,271万5,000円。

歳出合計につきましても、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書 令和2年度和束町一般会計補正予算（第5号専決）、No.12の資料に基づきまして説明を続けさせていただきます。

1ページから4ページにつきましても、総括ということで重複しますので省略をさせていただきますと思います。

5ページ、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

20 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額240万円でございます。

内訳につきましては、1 節前年度繰越金ということで純繰越金240万円を計上させていただきました。

7ページ、8ページをお願いいたします。

続いて、歳出でございます。

10 款災害復旧費、1 項農林業施設災害復旧費、1 目農業用施設災害復旧費、補正額60万円でございます。

これにつきましては、12 節委託料ということで、測量設計業務委託料（農業用施設災害復旧）ということで60万円を計上させていただいております。

同じく、10 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋梁施設災害復旧費で補正額が180万円ということでございます。

12 節委託料で、こちらにつきましても測量設計業務委託料（道路橋梁災害復旧）ということで180万円計上させていただいております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

確認ですけれども、今回の災害復旧費の補正ということで2件上げていただいているんですけれども、今回の補正を要している具体的な箇所について説明だけお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えします。

まず、農業施設災害復旧につきましては、柚田地内の水路でございます。これにつきましては、水路の肩が崩壊したということで復旧を申請しております。

公共施設災害につきましては、南の名荷線、これは町道路肩です。もう1件は、これも園の路肩が崩壊したということで申請させていただいています。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

今回、具体的な箇所をいただいたんですけれども、今回の補正を受けまして、実際に工事等がされると思うんですけれども、具体的な災害復旧の目途ですね、時期についてお聞きしたいのと、併せて、これも確認なんですけれども、この間、いわゆる府道から白栖のほうに上がっていく学校線でしたか、白栖の道がありますね。そこが若干崩れてブルーシートをしている箇所があったと思うんですけれど、以前にも崩れたところだと思うんですけれども、その辺の状況というのは今どうなっていますでしょうか。併せてお願いします。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

まず、後のほうの質問になりますけども、白栖撰原線災害復旧事業につきましては、9月に査定を受けまして、今、事務処理が終わりまして発注準備に入っているところでございます。できれば年内に何とか発注をしてしまいたいというように思っておるんですけども、若干の事務が、どの程度動くかで若干ずれる可能性はございます。ただ、基本的には、年度内に完成させたいということで今、動いております。

今回の分につきましては、先ほど議案説明でもありましたように、10月の雨でございます。雨の発生から60日以内に災害査定を受けるということで、災害査定日が来月の15日と24日になっております。この災害査定を受けまして、そこから約2か月ぐらいの申請事務等がありますので、年内ぎりぎりに発注になるのが今の目途になるかと思っております。ただ、できる限り来年の耕作時期までには工事を終わらせたいと思っておりますので、何とか頑張りたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

先ほどの白栖のほうの分も含めまして、早急に対応いただきたいというふうにお願ひしておきたいと思ひます。

それと、もう1点、これとは直接関係はないんですけども、先ほど町のほうから挨拶の中で報告がありまして、いわゆる新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、和東では幸いにもまだ感染者は出ておりませんが、周辺や、また全国的にはこれまでに以上に広がっているという状況があります。そういう中で、町としても、まだ感染者は出ていないとはいえ、これまでにない体制と、また、いろんな意味での事業の見

直しであるとか、また感染拡大の予防であるとかいうことをされているというふうに思うんですけども、そのあたり、余り広報的にもされていない面もありますので、町としてこの間の感染拡大を受けて具体的に見直していることがあれば、それだけ報告だけお願いしたいというふうに思います。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、5月末をもって緊急措置といいますか、国のほうは解除されまして、それから和東町におきましても徐々に通常業務に移ってまいっております。実際、対策本部につきましても、当然、休業要請等のありました5月末をもって一度終わりをまして、その後、管理職会議の都度、調整会議ということで進めております。

しかしながら、岡本議員からもありましたように、第3波と言われる新型コロナウイルスの感染が広がっている中で、当然、年末に向けて町として何らかの対策を講じなければならないという思いでおります。12月の管理職会議の後に和東町の対策本部会議を開きまして、年末年始の事業の在り方等を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、和東町の特に総務課は事務局を持たせてもらっておるわけなんですけども、職員におきましては、職員同士の会食については、今までもそうなんですけども、基本的にできるだけ行わないと。会食については注意をする。また、三密にならないようにそれぞれが工夫するというところで指導させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度和東町一般会計補正予算（第5号専決））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。
起立全員です。

したがって、承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度和東町一般会計補正予算（第5号専決））は、原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第43号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第44号 和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第43号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第44号 和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

人事院勧告並びに国家公務員の職員給与法の改正に伴い条例の一部を改正いたしたく提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

それでは、続きまして、私のほうからは、議案第43号、議案第44号につきまして説明申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第43号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

和2年11月24日 提出

和東町長 堀 忠 雄

1枚めくっていただきまして、説明を申し上げます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「合計額に」の次に「6月に支給する場合には」を、100分の170の次に「、12月に支給する場合には100分の165」を加える。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する

る条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

議長のお許しをいただいておりますので、資料に基づきましてもう少し説明をさせていただきます。

次のページに条例の新旧対照表を載せさせてもらっておりますので、お目通しのほうをお願いいたします。

概要につきまして、再度説明を申し上げます。

人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、一般職の指定職職員に準じて所要の改正を行うということで、先ほど申し上げました第1条につきましては、令和2年12月期末手当支給率を0.05か月分引き下げるということで、100分の170を100分の165に、施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

第2条につきましては、6月と12月の期末手当を一律（100分の167.5）に改正するというものでございます。この第2条につきましては、（施行期日）令和3年4月1日となっているところでございます。

続きまして、

議案第44号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

議案第44号

和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

和2年11月24日 提出

和束町長 堀 忠 雄

1枚めくっていただきまして、条例案でございます。

和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 和束町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の130」を「6月に支給する場合には100分の130」に、「100分の110)」を「100分の110)、12月に支給する場合には100分の125(特定管理職員にあつては100分の105)」に改め、同条第5項中「100分の72.5)」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の72.5)」を加える。

第2条 和東町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「6月に支給する場合には100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の110)、12月に支給する場合には100分の125(特定管理職員にあつては(100分の105)」を「100分の107.5)」に改め、同条第5項中「100分の130」を「100分の127.5」に改め、「と、「100分の125」とあるのは「100分の72.5」を削るということになっております。

附則でございますが、

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の和東町職員の給与に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用するということで、こちらにつきましても議長のお許しをいただいておりますので、資料に基づきまして説明を続けさせていただきます。

次のページがNo.44ということで、条例の新旧対照表をそれぞれ載せさせていただきます。

和東町職員の給与に関する条例の一部改正概要に基づきまして説明を続けます。

先ほど申しあげました第1条でございますが、令和2年12月期末手当支給率を0.05か月分引き下げ、1.25か月分(特定管理職員は1.05か月)に改正するということで、これにつきましては、(施行期日)令和2年4月1日でございます。

第2条で、6月と12月の期末手当を一律1.275か月分(特定管理職は1.0

7.5か月分)に改正するというので、こちらの施行期日については、令和3年4月1日となっております。

これにつきましては、人事院勧告に基づきまして、国家公務員の給与表の改正が行われたということで、和束町におきましても、職員並びに町長、副町長、議会議員の皆様様の期末手当を今年度0.05か月分、12月支給分につきましては0.05か月分引き下げるという内容でございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今回の二つの議案につきましては、今、説明がありましたように、いわゆる人事院勧告及び国家公務員法の職員給与表の改正に伴うものというふうに説明がありましたが、人事院勧告でどのような勧告が行われて今回の改正に準じているのかということなんですけども、その辺の説明をもう少しお願いしたいと思うのと、そして、結果として、国家として今回の、これはいわゆる期末手当のカットですから、これによって本来は支払われるべき期末手当が減額されるということになります。それが大体どれぐらいの額になるのか、その辺、報告をいただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

今年度の人事院勧告でございますが、新型コロナウイルスの関係で本来でしたら毎年8月上旬に勧告されるところでございます。しかしながら、調査ができなかったということで、ボーナスといいますか、期末手当につきましては10月20日過ぎに、

また、職員の基本給の部分でございますが、これにつきましては今月ですね、人事院のほうから報告をいただきまして、国を通じて私ども各市町村に報告があったところでございます。

まず、期末手当の考え方でございますが、昨年12月の民間の期末手当、また今年6月の民間の期末手当を参考に人事院のほうで集計をされて、それを給与に反映するという形になっているところでございます。

今年度特に0.05か月でありましても、期末手当が引下げになるということは、やはり新型コロナウイルスの関係で相当、民間企業も逼迫している状況が続いているという内容であったと思います。

それと、和東町におきまして、今回、この条例改正の影響額といいますか、引下げの額でございますが、和東町長また副町長、私ども職員を合わせまして135万9,200円の減額になります。

それと、議会議員の皆様様の期末手当につきましては9万6,250円の減額になるということで試算をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

いわゆる人事院勧告のほうでは新型コロナウイルスの感染拡大の中で、特に民間の事業者の厳しい状況があるということと、それに伴って今回準じて引き下げることで、先ほど報告がありました額についてカットされるということが今、説明されました。それでですね、もちろん新型コロナウイルスの感染拡大でこれまでになくリーマンショック以上の大変景気低迷ということがあって、民間のほうでの期末手当であるとか夏のボーナスも含めて大変厳しい状況にあったことは存じております。ただ、これはもちろん新型コロナウイルスの感染ということは背景にはありますけども、いわゆる

国のほうの施策の問題等も含めて十分に働く人々に対する支援が行われていないということなども含めて起こっている状況であって、全てを感染拡大だけで説明できることはできないというふうには思うんですけども、私は町長にお聞きしておきたいんですけども、一応、総務課長で結構なんですけども、今回の人事院勧告、基本的なことなんですけども、基本的には人事院勧告で国家公務員のことに対する勧告なので、ですから、基本的に地方の部分については地方の判断というふうになると思うんですが、その辺はいわゆる今回準じるというふうになっておりますけども、基本的に判断は地方自治体のほうで行うという性格のものであるということはよろしいですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

中核都市等につきましては、人事委員会を持たれまして、そこでまず審議をされて反映されるということになっておりますが、小さな市町村につきましては、当然、これまでそうなんですけども、人事院勧告に準じて改正を行ってきました。それに併せて和束町についても改正させていただいたというところでございますが、最終的な判断は岡本議員がおっしゃるように、当然、市町村長の長の判断になるものと思っております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それで町長にお聞きしたいんですけど、確かにそういった状況があるということはあるんですけども、ただ、やはり今、国も一方では経済を支えなくちゃいけないということで、いい悪いは別にして、G o T o キャンペーンであるとか景気浮揚策を

取って経済を回していこうということが行われているという状況があります。国民の消費をどう喚起していくか、経済活動をどう止めないかということが、それはそれで一つの大きな施策になっていると思うんです。

そういうことがされる一方で、今回は公務員の給料に関わる期末手当をカットすると。和東でも百数十万円のそれだけの影響額が出ているとなると、全国的には大変な額の期末手当が減額になると。それだけ国民の収入といいますか所得が減っていくということになるわけですね。それは経済にとってみればプラスになるはずがないというふうに思いますし、実際に消費の喚起という点でも大きく減退せざるを得ないというふうに思うんです。そういう意味では一律にこういったものに対して、準じてカットするということになれば、地域経済に対する消費の低迷や、さらに経済の減退にもつながっていくという見方もあるというふうに思うんですけど、その辺も含めて町長として、今回、例えば自治体によっては、今、自治体のほうでは新型コロナウイルスの感染対策の中で大変ご苦労いただいているという状況があります。そういう中でそれを励ましていくという点でも、ここはそういった手当についても維持して職場の士気を維持していくというふうに努力されている自治体もあるというふうに聞いていますけども、和東町としてはそのあたりはどのような判断で、今回、この減額の勧告に準じて引き下げるとい判断を町長はどのようなふうに判断されましたか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

一つの前提としての側面からまずお答えをさせていただきます。

今、ご質問がありましたように、コロナ禍の中では経済をどう支えていくか、経済対策が非常に国のほうでも重要視されております。そういう中で、様々な施策が打たれているわけでありまして。そういう意味では、国民の皆さんの経済を回すという観点

からそういうものが少し減っていくと。むしろ維持、増えていくという形は大事だろうと。当面、国のほうの施策でも、経済の面からいろいろと検討されてきている。そういう意味では経済を回すという観点からは、岡本議員が、全体はそういう意味では理解できるところであります。

しかしながら、今、国においてはですね、先ほど総務課長が申し上げておりますように、それでもなおかつ民間にとっては厳しい。ボーナスのないところもあるわけがあります。それどころか倒産をしていこうと言われていているところでもあります。そういうことを防いでいくというのが非常に大きな流れにあるわけなんですけど、こういうときに、国民・住民一丸で取り組んでいくというのが大事だろうと。

今、国の中でも、本当でしたら看護師を抱えておられる病院、また、そういったところについてもボーナスが減額されると。むしろそういう頑張っていたところには増額させていくべきだろうというところであるんですけども、しかし、いろんな一丸のもとに減額されているところでもあります。

そういう観点から立ちますと、人勸後の公務員のみをそのままいいというのはなかなかコロナ禍ではでき得ない。国民一丸となって取り組むという観点からはやむを得ない措置というふうに判断されてきている。そういうことになれば、和東町においてもそれに準じてそういう方法を取るというのが私は一つは大事な方向であるというふうに考えて判断いたしました。

もう一つなんですけど、これは先ほど総務課長が申しておりますように、当然、人事院勧告というのは国家公務員にされるわけですから、和東町の公務員にはされていないわけでありまして、また政令都市ではないわけですから、今までから準じてきました。今まで職員の皆さんからもいろいろと人勸に準じてということ枕詞のように今まで対応してきているわけです。プラスだけ準じてマイナスを準じない、そういう意味で受けておりません。私たちは正の数であろうが、負の数であろうが引き上げるという気持ちで準じてまいりました。

そういう意味で、今回はマイナスの負の数を引き上げると、こういう観点から、今までから申し上げておりますように、人勸に準じた対応というのはこれまでからも厳しい財政のもとであっても取り組んでまいりました。そういう側面からも今回当てはめて、この2点からも当てはめて、人勸に準じて対応させていただいて判断を取らせていただいたと、こういうことですので、ご理解のほうをよろしく願いたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

最後にしますけども、今、町長が言われたように、いわゆる民間が大変厳しい状況にある中で、やはり全体として一丸となってそれを乗り越えていくという観点で、それに準じて公務員のほうもカットに応じていくという話だと思うんですけども、ただ、そういう話を聞くとそうかなというふうに思われる方もおられるかもしれないんですけども、実際は公務員の部分の給与の在り方が民間にも反映していくという大変悪循環を生み出してることなんですね。ですから、ここで公務員がカットになると、結局それが民間の職場での期末手当や給与のさらなる厳しい状況に拍車をかけていくというのが、やはりこれまでのこの人勸をめぐる実態であって、公務員のところが何か優遇されてるということじゃなくて、公務員のところでしっかりと生活を守っていくという基準をちゃんと示していくということが本来の勧告の在り方だと思うんですね。

だから、民間が大変だから公務のほうもそれに準じて、そろえてやっていくのがいことなんだというような雰囲気がありますけども、逆に言えば、そういう悪循環を生み出していくことになっているというのが実態だと思うんです。

先ほど医療現場のほうで期末手当も支払われないという状況があるというのは事実ですけども、はっきり言いまして、国の施策の遅れが大きく影響しているわけなんですね。ちゃんと予算としては組んでいるのに現場に届いていかないと。コロナで要は

減収になっていることは明らかなのに、それを補填しないという、そういう今の国の政策のやり方自身が押し下げているというね、自然にそうになっているわけじゃないわけですから、そういった点で、やはり公務のところできっと全体の生活水準をどう守っていくかということを示していくというのが本来の在り方だし、町として、もともと地方公務員そのものより国庫公務員は給与所得が低いわけですからね、水準が一律にそれを当てはめていけば地方のほうがもっと疲弊していくというのは明らかですから、町長にはそういった意味でも判断いただいて、実際に予算的にも本来なら十分対応できる額だと思うんです。ここは本当は町としてしっかり踏ん張って生活を守っていく、地域を守っていくという立場で私は判断していただきたかったというふうに思いますので、いわゆる特別職の部分、議会議員の部分については致し方ない部分もありますけども、やはり日々奮闘いただいている一般職の部分については、町としてしっかりと守っていくという立場は私はぜひ表明していただきたかったということ表明いたしまして、私としてはこの部分については反対せざるを得ないということをこの場で表明いたしまして質疑を終わりたいと思います。

○議長（小西 啓君）

ほかありますか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第43号 特別職の職員で常勤のももの給与及び旅費に関する条例の一部を改

正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第43号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第44号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第44号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第45号 和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第45号の説明をさせていただきます。

議案第45号 和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

和束町職員の給与に関する条例の改正に合わせた読替え規定の変更並びに給与が改定された場合に變更及び遡及適用しない旨を規定するため、条例の一部を改正いたしたく提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、議案第45号の説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第45号

和東町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

和2年11月24日 提出

和東町長 堀 忠 雄

1枚めくっていただきまして、和東町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

第1条 和東町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の100」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の100」」を加える。

第2条 和東町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「「100分の130」とあるのは「100分の100」と、」を削り、「100分の125」を「100分の127.5」とする。

第3条 和東町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

3 第4条の規定により給与条例第5条の規定を準用する場合において、同条に規定する給料表の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の給与についての当該改定の効力は、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該条例の施行の日の属する年度の翌年度の初日から生ずるものとする。

4 第14条の規定により給与条例第20条第2項の規定を準用する場合において、

同項に規定する期末手当基礎額に乗じる率（以下この項において「支給率」という。）の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の支給率は、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該会計年度任用職員の任用の日が属する年度の初日における当該規定の支給率によるものとする。

附則でございます。

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の和東町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用するということでございます。

議長のお許しをいただいておりますので、資料に基づき説明を続けさせていただきます。

次のページ以降、それぞれの条例の新旧対照表を載せさせてもらっておりますので、お目通しをください。

私のほうからは、概要に基づきまして説明を続けさせていただきます。

和東町職員の給与に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うということでございます。

第1条、第2条につきましては、和東町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条第1項の期末手当の支給については、給与条例第20条から第20条の3までの規定を準用することとしておりますが、附則において期末手当支給率の一部の読替えを規定しているため、給与条例の改正に伴う改正を行うということでございます。

施行期日につきましては、第1条が令和2年4月1日、第2条につきましては令和3年4月1日ということでございます。

第3条では、会計年度任用職員の給与の額は任用の都度決定されるため、給与改定の遡及適用をしないこととする旨の条文を附則に加えるということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

すみません、今、概要の部分でも説明はいただいたんですけども、一般的に言いますと大変分かりにくい説明になっていると思いますので、要は、今回のいろいろ言われたことについて何がどうなのかということをもう少し平たく分かりやすく説明いただけますでしょうか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

岡本議員からありました、先ほどご承認いただきました給与条例の期末手当の改正でございますが、これまでの会計年度任用職員の条例につきましては、職員の条例が変われば、併せて会計年度任用職員につきましても同じように期末手当の部分が変わるという内容でございました。しかしながら、会計年度任用職員につきましては、それぞれの年の4月1日に採用して3月31日まで条件を付するという形になっておりますので、今回の改正では当然4月1日に契約といいますか、任用という形で本人さんと締結させていただきました内容に基づきまして、給与また期末手当を支払うということでございます。

これによりまして、今回、職員並びに特別職の期末手当は下がったわけなんですけども、会計年度任用職員さんにつきましては変わらないということで対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

ほか、ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第45号 和東町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第45号 和東町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

町長挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

臨時議会を閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

まずもって、全議案におきまして原案どおりご承認をいただきましてありがとうございます。

この議案の審議を通じてお話がありましたように、コロナ禍の時代であります。今、第3波のように非常に感染が延びておりますが、和東町行政におきましても、これまでどおり緊張感を持ちまして行政を推進してまいりたいと思っております。

どうか議員の皆さんにおかれましてもご協力を一層賜りますことを切にお願い申し

上げまして、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

これをもちまして、令和2年度和束町議会第4回臨時会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでございました。

午前10時21分 閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 3 年 1 月 2 9 日

和東町議会議長 小 西 啓

署名者

和東町議会議員 高 山 豊 彦

〃

和東町議会議員 藤 井 清 隆